

市立保育園のあり方に関する提言

平成 24 年 3 月

霧島市立保育園あり方検討委員会

1. あり方検討委員会設置の背景

これまで霧島市では、平成 18 年 11 月に策定した「霧島市行政改革大綱」に基づき、様々な行政課題に積極的に取り組み、行財政運営の健全化を図ってきました。しかしながら、社会情勢が激変し、今後も厳しい財政運営が予想される現在、持続可能な確固とした行財政構造を確立するためには、これまで以上に行政能力の向上と行政改革への積極的な取組が必要なため、「霧島市行政改革大綱(第 2 次)」を策定し、今後一層の改革改善を推進していくこととしました。

その中で、「民間委託等の推進」を目標として掲げ、「事務事業全般にわたる見直しを行い、行政が担うべき業務の明確化を図り、民間のノウハウ、活力を有効に活用することでサービスの向上や業務の効率化、経費の削減が図られるものについては、積極的に民間委託等を推進します。併せて、事業の廃止、民営化、民間譲渡等についても検討を進めます。」と決めました。その実施計画である、集中改革プランにおいて、具体的に市立保育園・養護老人ホームの民間委託等について、平成 23 年度中に方針を決定することとしました。

このような背景があり、保育園を市が運営しなければならない必要性など、その「あり方」についての提言をするため、平成 23 年 9 月 1 日市立保育園あり方検討委員会が設置されました。

2. 市立保育園をとりまく状況

保育園(保育所)とは、児童福祉法第 39 条に規定された、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする施設です。法第 24 条第 1 項で市町村は、「保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第 39 条第 2 項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。」とされています。つまり保育園への入所措置は、市の責務で行わなければならないが、設置・運営については、市以外にも社会福祉法人等によって運営されています。

霧島市(合併前の旧市町時代含む)では、昭和 23 年 1 月 1 日から児童福祉法が施行されたことに伴い、同年 5 月に民間の 2 施設により保育園がスタートしました。その後、公立と民間がほぼ同じ数で年次的に整備され、市立保育園として最後に国分西保育園が開園した昭和 53 年には、公立 12 園に対し民間が 13 園ありました。

その後、昭和 50 年の国勢調査では 97,000 人弱であった人口が、国分隼人地区を中心に現在の 127,000 人余りまで大きく増加しました。また家庭に関する価値観の変化や女性の社会進出、主たる生計維持者の雇用の不安定化など様々な要因で共働き家庭が年々増加し、さらに核家族化の影響もあり保育に欠ける児童が増えていく過程で、民間の保育園が 14 園整備され、現在公立 12 園に対し民間 27 園の計 39 園の状況となりました。

小泉構造改革以降、民間でできることは民間へという意識が高まる中、平成 17 年度の国の三位一体改革の一環として、公立保育所に対する運営費の国と県の補助金が廃止され、地方交付税に算定されることとなり、市町村の一般財源により負担する形となりました。民間の保育所に対する運営費については、引き続き国と県の補助金があります。

また、平成 18 年度には市立保育園が改築等を行う際の施設整備への県からの交付金が廃止となり、全額市の負担となりました。一方で、民間の保育園は 4 分の 1 を負担すれば、市が 4 分の 1、残りを県が負

担する形で施設整備交付金があります。

このようなことから、平成の大合併を機に民間へ経営移譲するところが増えています。県内では、平成23年4月現在、保育園全477園のうち54園が平成14年以降に民営化され、全部で401園を民間の社会福祉法人等が運営しています。

3. 審議経過

平成23年11月30日 第1回霧島市立保育園あり方検討委員会

協議事項

- (1) 委員長、副委員長の選任について
- (2) 霧島市の行政改革について
- (3) 市立保育園の現状について
- (4) 今後のスケジュールについて
- (5) 保護者アンケート案について
- (6) その他

平成24年1月24日 第2回霧島市立保育園あり方検討委員会

現地視察 隼人保育園、佐々木保育園

協議事項

- (1) 現地視察の総括
- (2) アンケート結果について
- (3) その他

平成24年2月13日 第3回霧島市立保育園あり方検討委員会

協議事項

- (1) 市立保育園のあり方の提言案について
- (2) その他

平成24年3月13日 第4回霧島市立保育園あり方検討委員会

協議事項

- (1) 市立保育園のあり方の提言案について
- (2) その他

4．提言

本市における市立の保育園については、基本的に民営化することが妥当です。しかし、横川・牧園地域については、将来的な保育必要児童数などを勘案の上、統廃合も視野に入れながら、引き続き保育園の存続を行い、子どもたちの保育（養護・教育）を保障すべきです。

5．提言の理由

- ・三位一体改革以降の民間活力の活用の趣旨に沿うもので、民間の発想によるサービス向上が期待できること。
- ・県内の状況はおよそ85%が民営であり、平成の大合併以降、年々民営化が進んでいること。
- ・施設の更新（建て替え）に際し、民間で実施すれば補助金の対象事業となり、保育環境の整備促進が期待できること。
- ・民間であれば、意思決定が迅速に行われ、スピーディーな対応が可能であること。
- ・民間で経営した場合、経営コストへの意識が高く、効率的な運営が期待でき、また国県の運営補助もあるため、市の財政負担も減る。また、児童数確保のためにサービス内容の充実や、園のPRについて努力しており、民間同士の切磋琢磨により、結果として市全体の保育の質の向上が期待できること。
- ・民間であれば、継続した福祉理念に基づく保育が期待できること。

6. 付帯意見

<スケジュールについて>

- ・ 民営化を行うことは待機児童の解消にもつながるので、平成 25 年度から順次、民営化等の作業を行えるよう、年次的な実施スケジュールを作成し、作業を進めてください。

<民営化に関する周知説明について>

- ・ 民営化が決まった園については、民間になったらどう変わるのか、あるいは変わらないのか、保護者に丁寧に説明をし、不安を解消するように努めてください。
- ・ 議会についても、民営化について誤解の無いように説明の場を設けてください。

<譲渡先の選考について>

- ・ 譲渡先については、社会福祉法人の指導監査事務が平成 25 年度から県から市に権限移譲され、法人に対し定期的に経営状態等の確認を行うことができることから、市内の社会福祉法人を第 1 候補としてください。
- ・ 受け入れの社会福祉法人事業所の募集にあたっては、これまでの実績を十分考慮のうえ、判断基準を明確にし、選定にあたっては、市役所の内部だけで決定するのではなく、有識者等を交えた選定委員会を設置してください。

<市立保育園のあり方について>

- ・ 保育の質の向上のための研修会等への参加に努めてください。
- ・ 小規模園であっても、冷暖房施設など、子どもたちのために最低限の設備は整備を行ってください。
- ・ 統廃合を検討する際は地域の視点も入れてください。実際に統廃合を行うことになった場合、利用者に最大限配慮してください。

<その他>

- ・ 発達障害児の保育など、保育士の加配対象から外れるものについては、民間を受け皿として保育が実施できるよう、市からの補助制度を検討してください。
- ・ 民間活力を導入し、また国県の補助を活用し、できるだけ早期に施設改築等を行ってください。
- ・ 保育士に関しては、最低 3 分の 1 については、譲渡先に身分移管するなどして、児童が戸惑わないようにしてください。
- ・ 上場地区では、定数を大きく下回る入所率が続いている園があり、定数を見直して、下場地区への定数の再配分も必要であると考えます。

7. 霧島市立保育園あり方検討委員会名簿

	区分	所属・職名	氏名	備考
1	私立保育園保護者代表		高橋 <small>たかはし</small> しのぶ	新光保育園 保護者
2	私立保育園保護者代表		宇都 <small>うと</small> 恵美 <small>めぐみ</small>	安良保育園 保護者
3	公立保育園保護者代表		泊 <small>とまり</small> 奈美 <small>なみ</small>	清水保育園 保護者
4	公立保育園保護者代表		堀之内 <small>ほりのうち</small> 美紀 <small>みき</small>	高千穂保育園 保護者
5	私立保育園代表	新光保育園 園長	川畑 <small>かわはた</small> 隆光 <small>たかひろ</small>	
6	私立保育園代表	クローバー保育園 園長	山口 <small>やまぐち</small> 義幸 <small>よしゆき</small>	
7	私立保育園代表	安良保育園 園長	井上 <small>いのうえ</small> 裕美子 <small>ゆみこ</small>	
8	学識経験者	霧島市保育園適正配置審議会 委員長	宮下 <small>みやした</small> 朝一 <small>あさいち</small>	
9	学識経験者	霧島市自治公民館連絡協議会 会長	柳 <small>やなぎ</small> 貞光 <small>さだみつ</small>	
10	市長が必要と認めるもの		久保園 <small>くぼその</small> 節子 <small>せつこ</small>	市民代表
11	市長が必要と認めるもの	霧島市副市長	南田 吉文	